

介護老人福祉施設 玉成苑 料金表

令和7年10月1日現在

1、介護サービス費(1日あたりの金額)

項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容
要介護1	670	707円	1,413円	2,119円	ユニット型介護老人福祉施設サービス費(I) 要介護度に応じた基本額が設定されている。
要介護2	740	780円	1,560円	2,340円	
要介護3	815	859円	1,718円	2,577円	
要介護4	886	934円	1,868円	2,802円	
要介護5	955	1,007円	2,013円	3,020円	

2、介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算(I)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.14を計算した単位数が加算される。
介護職員等処遇改善加算(II)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.136を計算した単位数が加算される。
介護職員等処遇改善加算(III)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.113を計算した単位数が加算される。
介護職員等処遇改善加算(IV)	介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.09を計算した単位数が加算される。

3、その他加算(※算定要件を満たした場合に加算されます)

項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容
初期加算	30	32円	64円	95円	入居した日から起算して30日以内の期間について算定する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。 ※当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者の場合は過去1月間とする)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限る。
日常生活継続支援加算(II) ※ユニット型	46	49円	97円	146円	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。 (2)次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者(※)の占める割合が65%以上であること。 (※)日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者 ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。 (3)介護福祉士の数が、常勤換算法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし次のいずれにも該当する場合は7又はその端数を増すごとに1以上であること。 ・業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器(以下「介護機器」)を複数種類使用していること。 ・介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同してアセスメント及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 ・介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護専門支援員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。 a.入所者の安全及びケアの質の確保 b.職員の負担の軽減及び勤務状況への確保 c.介護機器の定期的な点検 d.介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修
夜勤職員配置加算(II)口 ※ユニット型	18	19円	38円	57円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合。

看護体制加算(Ⅰ)口	4	5円	9円	13円	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ)口	8	9円	17円	26円	看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、配置すべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	53円	106円	159円	(Ⅰ)の条件に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	13円	26円	38円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	21円	42円	63円	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
自立支援促進加算	280/月	296円	591円	886円	次のいずれにも適合すること。 イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月	4円	7円	10円	以下の要件を満たすこと。 イ 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。 ロ イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ハ イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ニ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。 ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
療養食加算	6/回	7円	13円	19円	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したとき。 ※1日につき3回を限度。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90/回	95円	190円	285円	次のいずれにも適合すること (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生などの管理に係る計画が作成されていること。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110/月	116円	232円	348円	次のいずれにも適合すること。 (1) (Ⅰ)(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	11円	21円	32円	以下の要件を満たすこと。 イ 排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6か月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する要因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ イの評価に基づき、少なくとも3か月に1回支援計画を見直していること ※排せつ支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算不可。
精神科医師による療養指導	5	6円	11円	16円	認知症である入所者が全体の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合
協力医療機関連携加算					
令和7年度から	50/月	53円	106円	159円	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。 協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合 (協力医療機関の要件) ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※上記以外の協力医療機関と連携している場合は、5単位/月
看取り介護加算Ⅰ(1日につき)					
ご逝去日以前31日から45日	72	76円	152円	228円	・常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取りに関する方針を定め、入所の際に入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
ご逝去日以前4日から30日	144	152円	304円	456円	・医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ・看取りに関する職員研修を行っていること。 ・看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。
ご逝去日の前日及び前々日	680	717円	1,434円	2,151円	・医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けたうえで、同意している者を含む。)であること。
ご逝去日当日	1280	1,350円	2,699円	4,048円	・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意したうえで介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意したうえで介護を受けている者を含む。)であること。

☆負担割合の1割・2割・3割については「介護保険負担割合証」をご確認ください。

4.食費・居住費(1日あたりの金額)

食事に係る自己負担額	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
			①	②	
	300円	390円	650円	1,360円	1,470円

居室に係る自己負担額	ユニット型個室	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
				①	②	
		880円	880円	1,370円	1,370円	2,630円

1食あたりの金額
朝食 410円
昼食 490円
おやつ 80円
夕食 490円

項目	金額	内容
金銭管理代行費	1か月 1,000円	医療費、日用品費などの支払い立替金等の金銭管理
日用品費	実費	原則、ご家族が必要な日用品を揃えていただきます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種等に係る費用をいただきます。
医療材料費	実費	特別な疾病にかかる医療材料のうち、医療保険の対象とならないものについては費用をご負担いただきます。
教養娯楽費	材料実費	個別に希望するクラブ活動に参加した場合に実費をいただきます。
理美容代費	カット 1,980円 (R7.11より2420円)	利用時にいただきます。
	カラー 4,400円	
家電持込使用料	1日(1台につき) 10円	ご入所者所有の家電製品を室内で使用する場合、ご負担いただきます。
クリーニング代	実費	施設の洗濯機で洗濯できない物に関しては、外注のクリーニング代をいただきます。
通院送迎費 ☆1	1kmあたり 20円	協力医療機関よりも遠方の医療機関への入院や受診について、施設の車両で送迎した場合にいただきます。
	高速道路・有料駐車場 実費	
	☆2 実費	
外出等の付添費	交通費 実費	ご入居者の希望・選択に基づく依頼により当施設職員が付き添う場合、交通費の実費と付添いにかかる費用をいただきます。
	付き添い費(1時間あたり) 2,000円	
	1時間を超えた場合30分あたり 1,000円	

☆1 通院送迎費について:当施設の協力医療機関である横須賀共済病院(4.75km)を超える距離につきましては1kmあたり20円かかります。

送迎代が無料となる医療機関	例)送迎代が実費となる医療機関(片道の金額)	
横須賀共済病院、横浜南共済病院、湘南病院	金沢病院、衣笠病院	20円
うわまち病院、聖ヨゼフ病院、神奈川歯科大学付属病院、汐入メンタルクリニック	若草病院、金沢文庫病院、いそがい眼科	40円
里見腎泌尿器科、田浦内科クリニック、秋澤医院、黒坂医院、横須賀中央眼科	こじま脳神経外科	60円
ザ・タワーくまさん整形外科、ふくおか泌尿器科、さくら皮膚科、横須賀自衛隊病院	横浜市大病院	80円
ナーブケアクリニック、倉田耳鼻咽喉科、こもれび皮膚科、佐々木Kクリニック	よこすか浦賀病院	100円
救急医療センター、上野眼科、すぎもとクリニック、若松クリニック 等	久里浜医療センター	200円

☆2 なお、医療機関から帰苑する場合、状況により施設の車両が使用できない時には、外部事業所の車両を使用していただくことがあります。(有料)

1ヶ月(31日間)の費用の目安

負担割合証 1割の方					
介護度	段階	基本サービス費 + 加算額	食費・ 居住費	合計	
要介護1	1	28,857円	36,580円	65,437円	
	2		39,370円	68,227円	
	3		①	62,620円	91,477円
			②	84,630円	113,487円
	4		127,100円	155,957円	
要介護2	1	31,464円	36,580円	68,044円	
	2		39,370円	70,834円	
	3		①	62,620円	94,084円
			②	84,630円	116,094円
	4		127,100円	158,564円	
要介護3	1	34,258円	36,580円	70,838円	
	2		39,370円	73,628円	
	3		①	62,620円	96,878円
			②	84,630円	118,888円
	4		127,100円	161,358円	
要介護4	1	36,902円	36,580円	73,482円	
	2		39,370円	76,272円	
	3		①	62,620円	99,522円
			②	84,630円	121,532円
	4		127,100円	164,002円	
要介護5	1	39,472円	36,580円	76,052円	
	2		39,370円	78,842円	
	3		①	62,620円	102,092円
			②	84,630円	124,102円
	4		127,100円	166,572円	

負担割合証 2割の方				
介護度	段階	基本サービス費 + 加算額	食費・ 居住費	合計
要介護1	4	57,713円	127,100円	184,813円
要介護2	4	62,928円	127,100円	190,028円
要介護3	4	68,515円	127,100円	195,615円
要介護4	4	73,805円	127,100円	200,905円
要介護5	4	78,945円	127,100円	206,045円

負担割合証 3割の方				
介護度	段階	基本サービス費 + 加算額	食費・ 居住費	合計
要介護1	4	86,570円	127,100円	213,670円
要介護2	4	94,392円	127,100円	221,492円
要介護3	4	102,773円	127,100円	229,873円
要介護4	4	110,707円	127,100円	237,807円
要介護5	4	118,417円	127,100円	245,517円

現在の加算算定状況(2025年10月～)

- ・日常生活継続支援加算2
- ・夜勤職員配置加算(Ⅱ)2
- ・看護体制加算Ⅰ2
- ・看護体制加算Ⅱ2
- ・個別機能訓練加算Ⅰ
- ・個別機能訓練加算Ⅱ
- ・精神科医療養指導加算
- ・科学的介護推進体制加算Ⅱ
- ・自立支援促進加算
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ
- ・排せつ支援加算Ⅰ
- ・処遇改善加算Ⅰ

- ・概算表となりますので、おおよその金額となります。(1単位:10.54円)
- ・概算表には「3、その他のサービス」が含まれていませんので、おおよそ別途3,000～5,000円の負担が必要となります。